

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号)第15条第1項第1号及び第4号の規定による許可が適用される漁業を次のとおり指定する。

令和4年3月29日

鳥取県知事 平井 伸治

1 鳥取県漁業調整規則第15条第1項第1号の許可に係る漁業

- ・ 中型まき網漁業
- ・ 小型機船底びき網漁業
- ・ 小型まき網漁業
- ・ まき刺網漁業
- ・ 機船船びき網漁業
- ・ ごち網漁業
- ・ 敷網漁業
- ・ こぎ刺網漁業
- ・ かご網漁業
- ・ 小型いかつり漁業（県外船を除く。）
- ・ すくい網漁業
- ・ しいらつけ漁業
- ・ げんしき網漁業
- ・ 固定式刺網漁業

2 鳥取県漁業調整規則第15条第1項第4号の許可に係る漁業

- ・ 中型まき網漁業
- ・ 小型機船底びき網漁業
- ・ 小型まき網漁業
- ・ まき刺網漁業
- ・ 機船船びき網漁業
- ・ ごち網漁業
- ・ 敷網漁業
- ・ こぎ刺網漁業
- ・ かご網漁業
- ・ 小型いかつり漁業
- ・ すくい網漁業
- ・ しいらつけ漁業
- ・ げんしき網漁業
- ・ 固定式刺網漁業